

## 新旧対照表

障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について  
(平成19年1月26日付け障発第0126001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(抄)

(下線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>第一 ～ 第二 (略) 第三 1～2 (略) 3 運営に関する基準 (11) サービスの提供の記録 (基準第 17 条) ① 記録の時期 ア 基準第 17 条第 1 項は、利用者及び指定障害者支援施設等が、その時点での施設障害福祉サービスの利用状況等を把握できるようにするため、指定障害者支援施設等は、<u>当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスを提供した際には、当該施設障害福祉サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスを提供する都度記録しなければならないこととしたものである。</u>  イ <u>基準第 17 条第 2 項は、指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供する場合であって、当該記録を適切に行うことができる場合においては、これらの事項について後日一括して記録することも差し支えないこととしたものである。</u> ② 利用者の確認 基準第 17 条第 3 項は、<u>同条第 1 項及び第 2 項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。</u> (12)～(17) (略) (28) 食事 (基準第 34 条) ① (略)</p>	<p>第一 ～ 第二 (略) 第三 1～2 (略) 3 運営に関する基準 (11) サービスの提供の記録 (基準第 17 条) ① 記録の時期 基準第 17 条第 1 項は、利用者及び指定障害者支援施設等が、その時点での施設障害福祉サービスの利用状況等を把握できるようにするため、指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供した際には、当該施設障害福祉サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスを提供する都度記録しなければならないこととしたものである。<u>ただし、一の利用者に対して、一の施設障害福祉サービスを提供する場合であって、当該記録を適切に行うことができる場合においては、これらの事項について後日一括して記録することも差し支えない。</u>  ② 利用者の確認 同条第 2 項は、<u>前項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。</u> (12)～(27) (略) (28) 食事 (基準第 34 条) ① (略)</p>

② 栄養管理等

食事の提供は、利用者の支援に極めて重要な影響を与えるものであることから、当該指定障害者支援施設等において食事の提供を行う場合については、利用者の年齢や障害の特性に応じて、適切な栄養量及び内容の食事を確保するため、管理栄養士又は栄養士による栄養管理が行われる必要があること。

なお、指定障害者支援施設等であって、当該施設に管理栄養士又は栄養士を配置し、適切な栄養管理を行っている場合については、報酬上、「栄養士配置加算」の対象としていること。

また、食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えないが、指定障害者支援施設等は、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行わなければならないものである。

③～⑤（略）

( 29 ) ～( 47 ) （略）

(48) 記録の整備（基準第 56 条）

指定障害者支援施設等は、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から 5 年間備えておかなければならないこととしたものである。

① 施設障害福祉サービスに関する記録

- ア 基準第 17 条第 1 項及び第 2 項に規定するサービスの提供の記録
- イ 基準第 23 条第 1 項に規定する施設障害福祉サービス計画
- ウ 基準第 48 条第 2 項に規定する身体拘束等の記録
- エ 基準第 52 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- オ 基準第 54 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

② 基準第 39 条に規定する市町村への通知に係る記録

4 附則（略）

② 栄養管理等

食事の提供は、利用者の支援に極めて重要な影響を与えるものであることから、当該指定障害者支援施設等において食事の提供を行う場合については、利用者の年齢や障害の特性に応じて、適切な栄養量及び内容の食事を確保するため、管理栄養士又は栄養士による栄養管理が行われる必要があること。

なお、施設入所支援の利用定員が 41 人以上である指定障害者支援施設等であって、当該施設に管理栄養士又は栄養士を配置し、適切な栄養管理を行っている場合については、報酬上、「栄養管理体制加算」の対象としていること。

また、食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えないが、指定障害者支援施設等は、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行わなければならないものである。

③～⑤（略）

( 29 ) ～( 47 ) （略）

(48) 記録の整備（基準第 56 条）

指定障害者支援施設等は、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から 5 年間備えておかなければならないこととしたものである。

① 施設障害福祉サービスに関する記録

- ア 基準第 17 条第 1 項に規定するサービスの提供の記録
- イ 基準第 23 条第 1 項に規定する施設障害福祉サービス計画
- ウ 基準第 48 条第 2 項に規定する身体拘束等の記録
- エ 基準第 52 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- オ 基準第 54 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

② 基準第 39 条に規定する市町村への通知に係る記録

4 附則（略）